

「環境に係る情報協議会」の設置について

13農振第2820号

平成14年3月1日

各地方農政局 農村計画部長
北海道開発局 農業水産部長
沖縄総合事務局 農林水産部長
北海道 農政部長
水資源開発公団 第二工務部長
緑資源公団 計画評価部長 あて

[農林水産省]農村振興局計画部事業計画課長

「環境に係る情報協議会」の設置について

「農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について」（平成14年3月1日付け農振第2784号農村振興局長通知）を踏まえて設置する「環境に係る情報協議会」に関して、以下の点に留意されたい。

記

1. 趣旨及び目的

農業農村整備事業における環境との調和への配慮の客観性、透明性を確保し、事業の円滑な推進を図るためには、調査・計画の段階で、専門家、地域住民の代表などから、環境に関する意見交換、情報収集を行うことが必要である。

このため、国営事業については、農政局等を単位として「環境に係る情報協議会」（以下、「協議会」という。）を設置するものとする。また、水資源開発公団営事業及び緑資源公団営事業については、これに準じて協議会を設置するものとする。

※1 なお、補助事業については、各都府県を単位とする同様の協議会を自主的に設置するよう貴職より都府県に要請されたい。

※2 なお、補助事業については、道を単位とする同様の協議会を自主的に設置するよう要請する。

2. 実施内容

協議会においては、地域の自然環境に関する特性、事業地区における整備方針等に関する以下の事項について、意見交換、情報収集を行うものとする。

(1) 管内の状況把握

- ・地域の自然環境に関する特性
- ・取り組み事例 等

(2) 事業地区での整備方針

- ・田園環境整備マスタープランとの整合
- ・対策に関する基本的な考え方 等

3. 委員構成等

協議会は、学識経験者、地域住民代表、農業関係者等による構成を原則とし、個別の事業地区に応じて、委員を追加することができるものとする。

4. 対象とする事業の段階

協議会における意見交換、情報収集については、当初事業計画案、変更計画案の策定段階に行うほか、事業実施期間中、事業完了後も必要に応じて適宜実施するものとする。

5. 議事の公開

協議会における配付資料や議事録等は、透明性確保の観点から、公開を原則とする。ただし、希少野生生物種の生息地情報等、公にすることにより環境保全に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とする。